

# 国民健康保険税の軽減判定基準改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本年度から国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定の基準額は次のとおりです。詳しい内容は、7月配布予定の本算定納税通知書でお知らせします。

軽減種類	現行の軽減判定基準額
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + 26.5万円 × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + 48万円 × 被保険者数



軽減種類	改正後の軽減判定基準額 (H29～)
7割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円
5割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + <b>27万円</b> × 被保険者数
2割軽減	世帯の軽減判定所得 ≤ 基礎控除額 33万円 + <b>49万円</b> × 被保険者数

※所得が低い場合であっても、未申告の場合は上記の軽減判定を行いませんので、年金受給者の方や所得のない方も必ず所得の申告を行ってください。

※国民健康保険税の税率については、昨年度と同様の税率です。

〈問い合わせ〉 役場 税務課 国民健康保険税係 TEL (67) 2703

## 平成29年度 阿蘇広域行政事務組合職員採用試験案内

- 第1次試験日 9月17日(日)
- 受付期間 7月24日(月)～8月10日(木)(土、日曜日を除く)  
受付時間 午前8時30分～午後5時
- 試験区分など

区分	職種	採用予定人数	職務内容
高等学校卒業程度	一般事務	2人程度	事務部局・議会事務局に勤務し、一般事務に従事します。
高等学校卒業程度	消防	7人程度	消防部局に勤務し、消防業務に従事します。

### 4. 受験資格

職種	受験資格
一般事務	平成4年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた人
消防	

上記試験の合格者は、11月(予定)に2次試験を実施します。

〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 事務局総務課 人事係 TEL0967 (24) 5111